【資料１】

スポーツ振興くじ助成金地域スポーツ振興助成の新設について（案）

〇助成メニューの新設（スポーツ庁からの要請※１）　・要綱及び要領新規制定

概　　要	全ての市町村（特別区を含む。以下同じ）を対象とし、市町村が実施するスポーツの振興に資する取組に対して広く支援を行う助成事業を新設し、スポーツ振興くじの売上状況等を踏まえた定額助成を行う。なお、令和８年度においては、先行実施として人口５，０００人未満の市町村を対象に支援を行う。
新設理由	スポーツを通じた地域活性化の更なる推進を目指す観点から、運動部活動の地域展開など地域課題に柔軟に対応できるよう、幅広い用途での活用が可能な支援が必要であるため。

※1 スポーツ振興投票の収益による助成の基本方針（平成１３年１１月５日文部科学大臣決定）の一部改正に基づく。

〇令和８年度交付対象事業

助成区分	助成対象事業細目	助成対象者	助成対象事業の要件等
地域スポーツ振興助成	地域スポーツ振興事業	人口5,000人未満の市町村※２	地域スポーツの振興に資する取組を広く助成対象事業とする。

※2 令和7年1月1日住民基本台帳人口に基づく３０２市町村（人口が0人の村を除く。）